

(総則)

第1条 この制度は公衆衛生に関する基本的理解に立脚し、関係者と緊密に連携しながら、地域口腔保健活動を効果的に実践できる者を認定することにより、地域の実情に即した口腔保健活動を促進し、その推進基盤の拡充を図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため一般社団法人日本口腔衛生学会(以下「本学会」という)は、一般社団法人日本口腔衛生学会認定 地域口腔保健実践者 (英文標記: Accredited Community Oral Health Practitioner by the Japanese Society for Oral Health) (以下「実践者」という。)を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

(地域口腔保健実践者認定部会)

第3条 本学会は、本制度を運営するために認定制度運営委員会地域口腔保健実践者認定部会 (以下、「部会」という)を設置する。

第4条 部会は、次の事務を行う。

- (1)第8条に定める実践者の資格条件等を定めること。
- (2)実践者認定申請者(更新の申請も含む)に対して第10及び第15条に定める審査認定を行うこと。
- (3)第12条に定める実践者の登録及び認定証の交付を行うこと。
- (4)実践者の資格喪失に対する審査と関連する事項を行うこと。
- (5)第16条に定める研修会等に関すること。
- (6)その他本学会理事長が認めた実践者制度の運営に必要な事項。

第5条 部会委員は、本学会理事長が地域口腔保健委員会、その他関連する委員会等の委員のなかから委嘱する委員10名以内で構成する。

第6条 部会委員の任期は第5条に規定する各委員会等委員の任期と同一とし、再任を認める。

(実践者の認定審査)

第7条 実践者の認定を得ようとする者は、第8条に定める条件を満たし、本学会が定める書類で申請し、部会が行う審査を受ける。

2. 審査の結果合格した者を、実践者と認定し、登録のうえ認定証を交付する。

(申請資格)

第8条 実践者の認定申請ができる者は、以下の各号をすべて満たす者とする。

- (1)申請時において、本学会会員(学生会員および賛助会員を除く)であり、かつ、継続して1年以上の会員歴を有する者
- (2)地域または集団等の課題の把握・評価から対応策の企画・立案、実施、事後評価に至る経験事例を1例以上有すること。
- (3)申請時点において、過去5年間のうちに本学会学術大会または研究会(旧地方会)への参加経験を1

回以上有すること。

(4) 申請時点において、過去5年間のうちに部会が認定する研修等を10単位以上受講していること。

第9条 実践者の認定を申請する者は、細則第9条に定める認定審査料を添え、次の各号に定める申請書類を本学会に提出しなければならない。

- (1) 実践者認定（更新）申請書
- (2) 履歴書
- (3) 第8条(2)に規定する経験事例の概要報告書
- (4) 第8条(3)(4)に関する経験を証明する書類

第10条 実践者の認定審査は、第8条の条件を満たしているか否か書類審査を行う。

2. 第8条の条件を満たしている者に対し、部会は第8条(2)に規定する経験事例に関する試問を行う
3. 第9条(3)の概要報告書および前項の試問に対する回答内容により、部会委員の過半数が適当と認められた場合に合格とする

第11条 実践者と認められた者は、細則第9条に定める認定登録料を添え、本学会に登録及び認定証の交付の申請を行わなければならない。

(実践者の登録、期間、更新)

第12条 認定証の交付申請者には、学会認定実践者として本学会に登録のうえ認定証を交付する。また、口腔衛生学会雑誌に公告する。

第13条 実践者の登録期間は、認定した期日から5年間経過後の12月31日までとする。ただし、出産等やむを得ない事由により、第14条第2項に規定する要件を満たすことが困難と部会が認めた者は、期限を定めて登録期間を延長することができる。

2 前項の申出は本学会が定める様式により第14条に定める期限までに申し出るものとする。

第14条 登録期間以後も引き続き実践者としての認定登録を希望する者は、認定期限3か月前までに細則第9条に定める認定更新料を添えて更新の申請を行い、審査を受ける。

2. 更新の条件は、第8条(3)(4)いずれかを満たしていることとする。更新の申請は第9条(1)(2)(4)によるものとするが、前回申請時より氏名・所属等の変更がない場合、第9条(2)の提出を省略することができる。

第15条 審査のうえ、第14条第2項の条件を満たしている者には更新を認める。

(研 修)

第16条 本学会は、第1条の目的を達成するため、実践者の認定を得ようとする者及び実践者に対して、定期的に研修会を開催する等、研修の機会を設ける。

(学会参加・成果発表努力義務)

第17条 実践者の認定を得ようとする者及び実践者は、細則第5条(1)に示す研修会及び本学会(一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会など(旧・地方会)を含む)等に積極的に参加し、口腔衛生学

(口腔保健学)に関連する保健活動の成果を公表するよう務めるものとする。

(実践者の資格喪失)

第 18 条 実践者は、次の各号のいずれかに該当するときは、部会、理事会の議を経てその資格を失う。

- (1)本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2)第 8 条(1)に規定する本学会会員の資格を喪失したとき。
- (3)実践者の認定期限が終了したとき。
- (4)医事に関する不正その他の理由により実践者として不相当と認められたとき。

2 部会が前項(4)の決定をしようとするときは、予め当該実践者から意見を聴取する機会を設けるものとする。

第 19 条 実践者の認定を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び実践者の認定を申請することができる。

(補則)

第 20 条 学会会員は、部会の決定に関する異議を学会理事長に申し立てることができる。

2. 学会理事長は、申し立て内容について理事会等で検討のうえ、当事者に回答を行う。

第 21 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会に報告する。

第 22 条 本規則の施行について必要な細則は別に定める。

附 則

- 1 本規則は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 本規則の施行にあたり、暫定措置として期間を定め次のようにする。
 - (1)実践者の認定申請は令和 4 年 4 月 1 日から受け付ける。
 - (2)細則第 5 条に定める研修は令和 3 年度から実施する。
- 3 本規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。